

# 地域福祉権利擁護事業

あんしんのせいかつをおてつだいます



すみ慣れた地域で安心して生活が送れるように福祉サービスの利用手続きの  
だいこう にちじょうせいかつ きんせんかんり いっしょ おこな てつだ  
代行、日常生活の金銭管理などを一緒に行うなどのお手伝いをします。

## どのような人が利用できるの？



じぶん ふくし りようてつづ  
自分ひとりで福祉サービスの利用手続きなどをする  
ことが不安な方やお金を管理することが大変になって  
きている方などが利用できます。

じぎょう りようけいやく かた にんちしょうじょう かた  
この事業の利用契約ができる方で、認知症状のある方、  
ちてきしょう かた せいしんしょう かた たいしょう  
知的障がいのある方、精神障がいのある方などが対象  
となります。



## どんなサービスがあるの？

### ① 福祉サービスの 利用援助

ふくし りよう  
福祉サービスを利用する  
ために必要な手続きや  
りようりょうきん しはら てつづ  
利用料金を支払う手続き  
おこな  
などを行います。



### ② 日常的金銭管理 サービス

よちよきん だ い こうきょう  
預貯金の出し入れ、公共  
りょうきん やちん しはら  
料金や家賃などの支払い、  
ねんきん ふくし てあて じゅりょう  
年金や福祉手当の受領  
ひつよう てつづ  
に必要な手続きなどを  
おこな  
行います。



### ③ 書類等預かり サービス

よちよきんつうちょう しょうしょ  
預貯金通帳や証書などを  
あず たいせつ ほかん  
お預かりし、大切に保管  
しておきます。



# どうすればサービスを利用できるの？

## ① 相談

まずは社会福祉協議会へご連絡ください。

サービスの仕組みを説明します。



## ② 利用申し込み

担当職員がおうかがいたします。

サービスの内容や手順について説明します。



## ③ 支援計画作成

お困りのことを一緒に考え、計画を作ります。

よくわからないこと、お困りのことをお聞きし、サービスの内容、利用回数などの計画書を作成します。



## ④ 契約

利用契約を結びます。

サービスの内容をご確認いただいたうえで、社会福祉協議会で利用契約を結んでいただきます。



## ⑤ サービス開始

サービスを提供いたします。

支援計画にそって担当職員がサービスを提供します。

◎相談は無料です。

◎サービスは有料です。(生活保護世帯は無料です。)

## 申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 近江八幡市社会福祉協議会

本所

〒523-0082  
近江八幡市土田町1313番地  
TEL (0748) 32-1781  
FAX (0748) 36-6910

近江八幡市総合福祉センターひまわり館  
の中にあります。

支所

〒521-1342  
近江八幡市安土町上出908番地1  
TEL (0748) 46-2571  
FAX (0748) 46-5550

近江八幡市安土町総合支所の隣にあります。

相談時間は月曜日～金曜日 8:30～17:15 です。(祝日・年末年始を除きます。)